

香芝市文化施設条例施行規則をここに公布する。

令和5年 3月29日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

香芝市教育委員会規則第9号

香芝市文化施設条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、香芝市文化施設条例（平成19年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第2条 香芝市文化施設（香芝市民図書館及び香芝市二上山博物館を除く。以下「文化施設」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、香芝市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 文化施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時で休館日を定めることができる。

(1) 毎月第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(指定管理者の公募)

第4条 委員会は、条例第6条第1項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書のほか、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

(1) 香芝市文化施設指定管理者申請書（第1号様式。以下この条において「指定申請書」という。）

(2) 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類

(3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

(4) 法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し

(5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

又はこれらに準ずる書類

(6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近2年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(7) 役員等の名簿（氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう。）及び履歴を記載した書類

(8) その他委員会が必要と認める書類

（利用手続）

第6条 条例第13条の規定により、文化施設の利用許可を受けようとするものは、指定管理者に利用許可申請書を提出しなければならない。文化施設の利用に併せて附属設備を利用するときも、同様とする。

2 前項の申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じて行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 香芝市ふたかみ文化センター市民ホール（以下「市民ホール」という。

市民ホールの利用に伴って必要となる各室を含む。）を商品等の展示又は販売のために利用する場合 利用を開始する日（以下「利用日」という。

）の4月前から

(2) 市民ホール（市民ホールの利用に伴って必要となる各室を含む。）を前号に掲げる目的以外の目的で利用する場合 利用日の6月前から

(3) 市民ホール以外の各室を利用する場合 利用日の3月前から

3 指定管理者は、文化施設の利用を許可したときは、利用許可書を交付する。

4 前項の規定により文化施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書に利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

5 指定管理者は、文化施設の利用許可に係る事項の変更を許可したときは、変更許可書を交付する。

（利用期間の制限）

第7条 文化施設の利用期間は、引き続き5日（香芝市ふたかみ文化センター市民ギャラリーにあつては10日）を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 文化施設の利用時間には、実際に利用する時間のほか、その準備及び原状に復するのに要する時間も含むものとする。

（利用時間の延長）

第8条 利用者は、やむを得ない理由により、当該許可に係る利用時間を超えて文化施設を利用する場合は、あらかじめ、指定管理者の承諾を受けなければ

ばならない。

(利用の取消し)

第9条 利用者は、文化施設の利用を取り消そうとするときは、利用取消届に利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(附属設備の利用料金)

第10条 条例別表の2に規定する規則で定める附属設備の利用料金は、別表に定める区分の範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の納付)

第11条 利用者は、利用許可書の交付を受ける際に利用料金を納付しなければならない。追加納付を必要とする変更許可書の交付を受ける場合も同様とする。

(利用料金の減免)

第12条 利用料金の減免を受けようとする利用者は、香芝市文化施設利用料金減免申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の減免申請書の提出があった場合において、利用料金の全部又は一部を免除することが適当であると認めたときは、香芝市文化施設利用料金減免決定通知書(第3号様式)を交付する。

(利用料金の還付)

第13条 条例第15条第4項ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 条例別表に規定する各室の利用に係る利用料金(以下「各室利用料金」という。)について、利用日の3日(市民ホールにあっては10日)以前に利用取消届が提出された場合 各室利用料金の2分の1に相当する額

(2) 別表に規定する附属設備の利用に係る利用料金(以下「設備利用料金」という。)が前納されている場合において、当該利用が取り消された場合 納入済の設備利用料金の全額

(3) 利用者の責によらない事由により利用することができなくなった場合 各室利用料金及び納入済の設備利用料金の全額

2 利用料金の還付を受けようとする利用者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請に対する決定をしたときは、利用料金還付決定通知書を交付するものとする。

(利用者の責務)

第14条 文化施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を転貸しないこと。
- (2) 施設、設備等を利用目的以外に利用しないこと。
- (3) 利用許可以外の施設、設備等を利用しないこと。
- (4) 利用後は直ちに指定管理者にその旨を告げ、点検を受けること。

(文化施設での禁止行為)

第15条 文化施設では、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令で禁止された行為
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙すること。
- (3) 自己又は他人に危害を及ぼし、若しくはそのおそれがあると認められる物を携帯するほか、迷惑となる行為
- (4) 建物、設備その他器具等を損傷し、又はそのおそれのある行為
- (5) 許可を得ないで施設内及びその敷地内で広告をし、又は飲食物その他の物品を販売し、及び陳列すること。
- (6) その他管理上必要な指示に反する行為をすること。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、文化施設の管理に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条、第13条関係）

区分	附属設備の名称	単位	1回当たりの使用料	摘要	
市民ホール等 舞台設備	平台	1台	200	円	
	箱足	1台	100		
	めくり台	1台	100		
	毛せん	1枚	100		
	地かすり	1枚	100		
	指揮者台	1台	300		
	譜面台（指揮者用）	1台	200		
	譜面台（奏者用）	1台	100		
	移動式姿見	1台	100		
	移動式黒板	1台	100		
	上敷ござ	1枚	100		
	金屏風	1双	1,000		
	演台	1台	400		
	花台	1台	200		
	司会者台	1卓	200		
	反響板	1式	3,000		
つり看板	1枚	500			
フルコンサートグランドピアノ	1台	6,000			
市民ホール 照明設備	照明セット(A)	1式	3,000	フロントサイドスポットライト、シーリングスポットライトのどちらかとボーダーライト	
	照明セット(B)	1式	6,000		ボーダーライト、フロントサイドスポットライト、シーリングスポットライト
	照明セット(C)	1式	7,500		ボーダーライト、フロントサイドスポットライト、シーリングスポットライト、サスペンションライト8台
	ボーダーライト	1列	600		
	アッパーホリゾンライト	1列	600		
	ローアホリゾンライト	1列	600		
	センターピンスポットライト	1台	1,000		クセノン1kw
	ピンスポットライト	1台	1,000		ハロゲン1kw
	パーライトスポットライト	1台	300		
	スポットライト	1台	300		1kw
	スポットライト	1台	200		0.5kw
	エフェクトマシン	1台	1,000		
	吊型ミラーボール	1台	500		
	置型ミラーボール	1台	500		
カラーフィルター	1枚	200			
市民ホール 音響・映写設備	拡声装置	1式	2,000	プロセニアムスピーカー、マイク2本	
	ステージスピーカー	1台	800		
	はね返りスピーカー	1台	400		
	リア・サイドスピーカー	1式	2,000		

	ワイヤレスマイク	1チャンネル	500	ハンドタイプ、ピンタイプ
	ダイナミックマイク	1本	300	
	コンデンサーマイク	1本	500	
	エレクトリックコンデンサーマイク	1本	200	
	マイクスタンド	1本	100	
	ブーム型マイクスタンド	1本	200	
	吊りマイク装置 (マイク別)	1台	500	
	ホール用液晶ビジョン映写機	1式	3,000	
	スクリーン	1式	1,000	
小ホール設備	グランドピアノ	1台	2,500	
	小ホール音響装置	1式	1,000	ミキサー・備付けスピーカー・マイク2本
	小ホール照明装置	1式	1,000	舞台壇上照明
その他	パーティ用円形テーブル	1卓	200	市民ホール・パーティ時使用専用
	パーティ用椅子	1脚	50	市民ホール・パーティ時使用専用
	長机	1卓	100	会議室では備付数を超える数の使用の場合
	会議用椅子	1脚	50	
	移動式姿見	1台	100	和室には備付け有り
	会議室用司会者台	1台	100	
	会議室用花台	1台	100	
	会議室用小型プロジェクター	1式	1,000	VTR・LD・スクリーン含む。
	移動式スクリーン	1台	300	単体
	液晶モニター	1台	1,000	
	ホワイトボード	1枚	100	会議室では備付数を超える数の使用の場合
	カセットテープレコーダー	1台	300	
	CDプレーヤー	1台	300	
	MDプレーヤー	1台	300	
	DVDプレーヤー	1台	300	
	移動式カラオケ装置	1台	3,000	
	移動式ミキサー	1台	300	
	ワイヤレスマイク	1本	200	
	展示パネル	1枚	100	
	国旗パネル	1枚	100	
	市旗パネル	1枚	100	
	持込器具電源使用料	1kwh	100	
	冷暖房設備	1室		条例別表に掲げる施設使用料の20%
備考	1 「1回当たりの使用区分」の1回とは、条例別表に定める午前、午後又は夜間の使用区分をいう。			
	2 ピアノ調律、舞台照明・音響等に要する増員技術者の人件費等は含まない。			

第1号様式（第5条関係）

香芝市文化施設指定管理者申請書

年 月 日

香芝市教育委員会 様

所在地

申請者 団体の名称

代表者の氏名

電話・E-mail

香芝市文化施設の指定管理者の指定を受けたいので、香芝市文化施設条例第6条第2項の規定により、申請します。

第2号様式（第12条関係）

香芝市文化施設利用料金減免申請書

年 月 日

香芝市長 様

住所
利用者 氏名
電話
(団体にあつては、その所在地、名称、代表者名)

香芝市文化施設条例施行規則第12条の規定に基づき、次のとおり利用料金の減免を申請します。

利用目的	
利用内容	
利用日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 年 月 日 午前 時 分まで 午後 時 分まで
主催者	
利用許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
減免理由	

※利用許可書又は変更許可書を添付してください。

第3号様式（第12条関係）

香芝市文化施設利用料金減免決定通知書

住所

氏名

様

利用目的	
利用内容	
利用日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 年 月 日 午前 時 分まで 午後 時 分まで
主催者	
利用許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
減免理由	

第 号

年 月 日

香芝市文化施設の利用料金の減免については、香芝市文化施設条例第16

条の規定に基づき、
削減額
免除 除 することを決定しました。

香芝市長

